

2021年9月29日

学生・保護者の皆様へ

奈良大学危機対策本部長

学長 清水 哲郎

## 近畿2府3県の「緊急事態宣言」解除に伴う本学の対応について

昨日、政府が奈良県に隣接する2府3県を含む19都道府県に発出している「緊急事態宣言」が、9月30日の期限をもって解除されることが決定されました。

本学では、政府の決定および現在の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、事前に対面授業を実施する可能性があるとして定めていた科目（演習、実習系科目、〔実験、実習が必要な〕資格科目、1年次配当必修科目）を10月5日から対面で実施することを決定しました。科目の一覧表は、本日、学生ポータルサイトに掲載しましたので確認してください。

なお、10月5日から対面で授業を実施する科目において、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い、通学のために要する移動距離が長い、重症化リスクが高い高齢者と同居しているなど対面授業の受講について不安を有する場合、各授業担当者に申し出て指示を仰ぐようにしてください。

本学では、感染防止対策に万全を期し、学生の皆さんに充実した教育・キャンパスライフを提供できるよう全力で取り組んでいます。加えて、学生の皆さんの健康を守ることと学修機会の確保を両立させるため、教職員一丸となって感染防止に取り組んでいます。

本学の社会的責任を十分に果たせるよう教職員一同、全力を注ぎますので、引き続き学生の皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

以上

本件問い合わせ先

学生支援センター（教務担当）

TEL：0742-41-9504

E-mail:kyomu@aogaki.nara-u.ac.jp